

## 第94表 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況

### (1) 年次別

区 分	中止命令	中止命令違反	再発防止命令	再発防止命令違反	事務所使用制限	禁止命令
平成13年	334	-	4	2	7	-
14	429	-	8	-	-	-
15	439	1	3	-	-	-
16	446	-	15	4	-	-
17	433	1	13	5	-	-
18	459	-	8	4	-	-
19	475	-	8	-	-	-
20	470	2	6	1	-	6
21	532	-	3	2	-	1
<b>22</b>	<b>532</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>2</b>

### (2) 形態別

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成20年	平成21年	平成22年	平成20年	平成21年	平成22年
<b>総 数</b>	<b>470</b>	<b>532</b>	<b>532</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
9条 { <b>総 数</b>	<b>407</b>	<b>439</b>	<b>441</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
みかじめ料	40	48	51	1	-	-
用心棒料等	203	186	219	5	3	3
債務免除等	15	12	13	-	-	-
不当贈与	122	161	129	-	-	-
因縁要求	9	14	15	-	-	-
その他	18	18	14	-	-	-
16条 { <b>総 数</b>	<b>32</b>	<b>29</b>	<b>46</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
加入強要	11	9	20	-	-	-
脱退妨害	21	18	23	-	-	-
親族等	-	2	3	-	-	-
<b>その他</b>	<b>31</b>	<b>64</b>	<b>45</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

### (3) 団体別

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成20年	平成21年	平成22年	平成20年	平成21年	平成22年
<b>総 数</b>	<b>470</b>	<b>532</b>	<b>532</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
山口組	120	127	101	1	-	-
住吉会	197	223	211	1	3	2
稲川会	63	47	64	2	-	1
極東会	28	36	40	1	-	-
松葉会	31	36	70	1	-	-
その他の団体	4	5	1	-	-	-
一般人等	27	58	45	-	-	-

注1 暴力団対策法とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」をいう。

2 中止命令とは、指定暴力団員が暴力的要求行為をし、生活の平穏又は業務遂行上の平穏が害されていると認める場合に、警察署長が当該行為の中止等を命令することをいう。

数値：組織犯罪対策第三課